

2023年10月にインボイス制度導入予定

適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請が始まっています

1 ● 適格請求書(以下、インボイス)とは

- 売手が買手に対して、適用税率や消費税額等を伝えるもので、**現行の請求書に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を追記したもの。**
- 制度導入が予定される2023年10月1日からインボイスを発行する場合、**原則として2023年3月31日までに税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と、登録番号の通知を受ける必要があります。**

法人の場合はT+法人番号、
それ以外の場合はT+13桁の数字

インボイスのイメージ

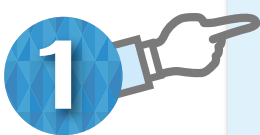
| 請求書 | △△商事(株) | 登録番号 T-012345... |
|----------|---------------|------------------|
| (株)〇〇御中 | 11月分 131,200円 | ××年11月30日 |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 魚 * | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 * | 10,000円 |
| 11/2 | タオルセット | 2,000円 |
| ... | ... | ... |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |
| * 軽減税率対象 | | |

(記載事項)

- ① 発行事業者の氏名・登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象品目はその旨)
- ④ 税率ごとの合計の対価の額と適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 交付を受ける事業者名



2 ● インボイス制度が始まるとどうなるのか



1 自社がインボイスを発行しないと、販売先が取引を見直す!?

自社がインボイスを発行しないと、販売先は**仕入税額控除**ができないので、販売先が**取引を見直す可能性があります**



2 仕入先がインボイスを発行しないと、自社の税負担が増加!?

仕入先からインボイスを入手できないと、自社は**仕入税額控除**ができないので、自社の**税負担の増加につながる可能性があります**



- ①のような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。
- 申請方法等インボイス制度の概要は国税庁の特設サイトをご確認ください。

インボイス制度
特設サイト



国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

3 ● インボイス発行事業者の登録申請を検討するためのフローチャート

現在、消費税の申告をしていますか？
(課税事業者ですか？免税事業者ですか？)

いいえ
(免税事業者です)

はい
(課税事業者です)

インボイスの発行を希望する場合(免税事業者は発行不可)、
①消費税の課税事業者への転換
②インボイス発行事業者の登録申請を検討する必要があります。

検討するにあたって

販売先は事業者ですか？一般消費者ですか？

事業者

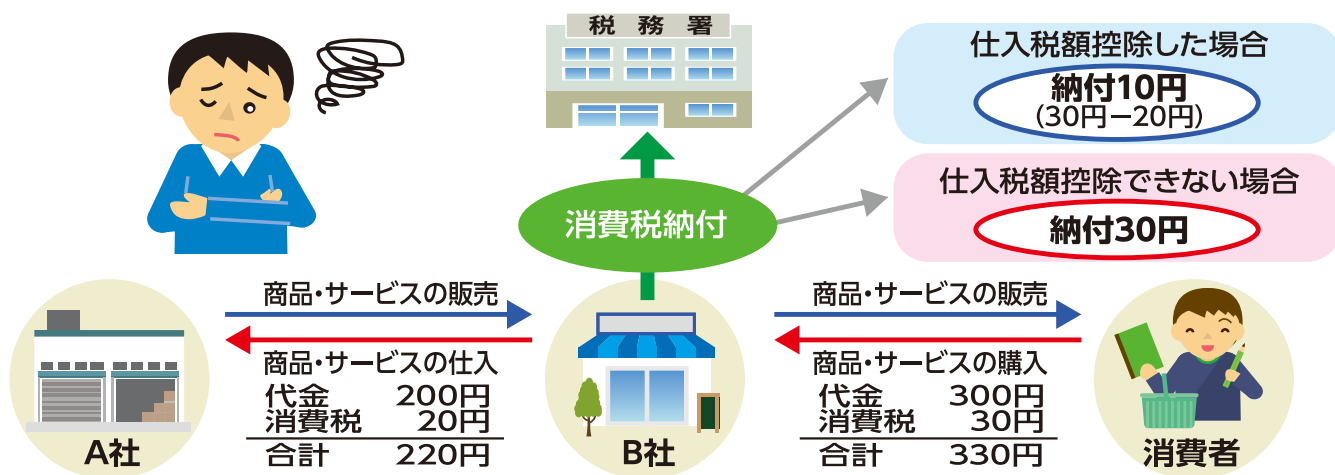
一般消費者

2023年10月1日からインボイスを発行したい場合、原則として2023年3月31日までに登録申請を必要があります。

基本的に登録不要と考えられます。ただし、少しでも事業者への販売(例：飲食店における法人利用等)がある場合は、登録申請をご検討いただいた方がよいかもしれません。

(参考) 消費税の仕入税額控除とは

仕入税額控除とは、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を引いた金額を納税する仕組みのことです。予定どおり2023年10月からインボイス制度が始まった場合で、仕入先(下図のA社)がインボイスを発行しない場合、販売先(下図のB社)の消費税の納付額が増加します(※B社が簡易課税事業者でない場合)



インボイス制度に適切に対応するためには、消費税の仕組み(簡易課税制度や仕入税額控除に関する経過措置等)について正しく理解する必要があります。詳しくはお近くの税務署・顧問税理士等にお問い合わせください。

商工会議所では、インボイス制度に関する情報提供や講習会の開催等を今後検討していきます。(2022年1月時点)

相談は
お早目に

大分商工会議所 中小企業相談部 相談課 (電話) 097-536-3248
 専門指導課 (電話) 097-536-3258
 経営支援課 (電話) 097-536-3208
 東部経営相談センター (電話) 097-521-1131